

第9章 他の水防機関との協力応援

第1節 関係機関との相互協力

水防本部は、西三河建設事務所、岡崎警察署、その他の機関と常に密接な連絡をとり水防上の水位、雨量、警報につき連絡協調し、越水、破堤等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

第2節 隣接水防団体との協力

隣接水防管理団体より応援の要求があった場合は、みずからの水防に支障のない限り応援するものとする。

第3節 警察官の出動要請

水防管理者たる市長は、住民の避難のための退去警戒区域の設定その他水防のための必要があると認めるときは、岡崎警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

災害の情勢により必要があると認められたとき、水防管理者たる市長は知事に対し、自衛隊の派遣要請をするものとする。